

令和4年度実費徴収に係る補足給付事業のお知らせ

▶実費徴収に係る補足給付事業ってなに？

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、平成27年度（2015年度）から新しく制度化された、子ども・子育て支援法に基づく事業です。

保育所、幼稚園、認定こども園等では、市の定める利用者負担額（保育料）「*以下（保育料）という。」とは別に、各施設事業者が、日用品、文房具、行事代などに係る実費徴収をすることができるとされていますが、この実費徴収額について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

▶対象者

対象者は、以下の条件を全て満たす方です。

- ① お子さまの保育料が保育料表 第一階層（生活保護世帯等）の方
- ② 豊中市内在住の方（※他市在住の方は、類似の制度があるかどうかについて、お住まいの市町村にご確認ください。）
- ③ 認可保育所、新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園、事業所内保育所（※確認を受けた施設に限る）、小規模保育事業所にお子さんが通っている保護者

Q. 第1階層（生活保護世帯等）でなければ関係ないですか？

A. その通りです。ただし年度途中から第1階層になった場合も対象になります。

▶補助金額

以下の金額を上限に、実際にかかった費用となります。

教材費・行事費等（1号、2号、3号認定子ども全て）

…1人あたり月額上限2,500円×対象月数

▶教材費、行事費等とは

教育・保育の提供にかかる費用のうち、日用品・文房具・行事参加費（ただし施設主催のものに限る）などが補足給付の対象となります。

具体例は、Q&Aをご覧ください。（裏面）

ただし、別の補助金（生活保護費等）において申請済みの品目については、本補助金での申込の対象外とします。

Q. いつ買ったものが対象になる？

A. 令和4年（2022年）度用に買った物なら令和4年（2022年）3月31日までに買った場合も申込の対象になります。

▶手続きについては

1. 申込期間・・・令和5年（2023年）3月1日（水）9時00分～3月12日（日）23時59分
必ず申込期間中に申し込みしてください。申込期間以外は受付することができません。

2. 申し込み方法

スマートフォンまたはパソコンで下記の URL か QR コードのいずれかからアクセス

https://s-kantan.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3959

アクセスしたら

* 豊中市電子申込システムに利用者登録をしなくても申込できます。「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択しメールアドレスを登録してください。登録したメールアドレスに申込画面へアクセスするメールが届きます。

* 申込後、申込完了メールが届いたら完了となります。必ずメールが届いているかご確認ください。申込内容を確認・変更したいときは申込後に届いたメール内の「申込内容照会 URL」にアクセスして、メールに記載の整理番号とパスワードを使ってログインすると確認・変更できます。申込期限までは何度でも変更が可能です。

QR コード



【参考】豊中市ホームページから電子申込システムへアクセスする方法

トップページ>「くらし・手続き」のアイコン>電子サービス>申込手続等>電子申込システムからアクセスできます。手続き一覧の【令和4年度豊中市補足給付補助金 交付申込】を選んで申込してください。

3. 提出書類

① 補助金振込先口座を確認できる書類

園より配布する用紙に通帳の口座番号が確認できるものを添付してください。

② 領収書等実費負担額を証明する書類

上記配布用紙の裏面に領収書、レシート等を添付してください。

4. 提出先・・・通園する保育園・認定こども園・幼稚園

5. 補助金の振込予定日・・・令和5年（2023年）5月下旬（予定）

【問い合わせ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第二庁舎3階
豊中市子ども未来部子育て給付課 ☎06-6858-2252

実費徴収に係る補足給付事業 Q&A

1. 保育料が0円(無償)ですが、対象になりますか？		
<p>保育料が0円(無償)でも、保育料の階層が<u>第一階層(生活保護世帯等)</u>でなければ対象ではありません。 そのため保育料が第二階層で0円の方や、第3子以降などで無償の方は対象外です。</p>		
2. 補助限度額はどのように計算するのですか？		
<p>月額上限額×補助対象月数が年間での補助限度額となります。 年間での補助限度額と、実際に支出された実費徴収額の年間合計額とを比較して、低い方の額が補助額となります。なお、補助額は消費税込の金額です。</p>		
3. 補足給付の対象となるのは、具体的にどのようなものですか？ (物品については園で使用する為に購入したものに限り)		
制服 体操服 スモック(遊び着) かばん くつ カラー帽子 おむつ代 おむつ処理費 ふとん代 タオル代 教材費 絵本	自由画帳 クレパス のり・はさみ 粘土 お道具箱 出席ノート・連絡ノート 保護者証 シール・シール帳 名札 雑費袋 歯ブラシ 楽器	なわとび アルバム代 (公立こども園は対象外) 通園バス代 宿泊保育代(*) 園外保育(遠足)代(*) 行事費(*) 卒園積立金 *行事参加費は施設主催の <u>ものに限り</u> ます。(保護者 会・PTA 主催のものは対象 外)
4. 補足給付の対象とならないのは、具体的にどのようなものですか？		
PTA会費 保護者会費 後援会費	写真 DVD アルバム代(公立こども園)	スイミング 体操 英語 自宅で使う文具や絵本等
5. 延長保育料や一時保育料、休日保育料、病児保育料、病後児保育料は対象になりますか？		
<p>保育料に相当する費用は、補足給付の対象外です</p>		
6. 「施設整備費」「教育充実費」などは補足給付の対象となりますか？		
<p>なりません。「施設整備費」「教育充実費」などは「特定負担額」という教育・保育の質の向上に充てるために徴収する費用で、基準を超えた職員配置・平均的な水準を超えた施設整備等に使用されます。補足給付の対象外です。</p>		
7. 保育所入所時に用品の費用を生活保護から支給してもらいましたが、その用品も対象になりますか？		
<p>生活保護費などで既に申請済みのものは、対象外です。</p>		

<p>8. きょうだいですが、1枚の申込でまとめて申込みできますか？</p>
<p>できません。お子さま1人ひとりに1枚ずつ申込が必要です。 添付書類もコピーしてそれぞれにのりづけしてください。</p>
<p>9. 制服代や用品代等、令和4年4月より前に支払った領収書でも申込みできますか？</p>
<p>できます。入園や進級に際して要した費用であれば、領収書の日付が前年度でも申込みの対象となります。ただし、複数年にわたって申込みすることはできません。 【例】令和4年4月入園のため入園前の令和4年3月末までに購入した制服代は、令和4年度分として申込むことができます。</p>
<p>10. 領収書やレシートがない場合でも給付対象になりますか？</p>
<p>なりません。 領収書もしくは、領収したことの証明書がないもの、また領収書の該当物品名や金額が鮮明で確認できないものは給付対象となりませんのでご注意ください。 領収書は申込時期まで大切に保管してください。</p>
<p>11. 施設からの指定で施設を経由せずに補足給付対象の物品を購入した場合は申込みできるのですか？</p>
<p>できます。その場合も、領収書等を添付してください。 ただし、<u>補足給付対象の物品がわかるように目印等をつけてください。</u> <u>なお、具体的な商品名の記載がない領収書等を添付する場合は、何を購入したか領収書に具体的な商品名を追記してください。</u></p>
<p>12. 年度の途中で保育料階層が変更して新たに対象者となった場合、または対象者から外れた場合、どのように申込みできますか。</p>
<p>対象者であった月のみ申込みできますので、その年度内に申し込みしてください。</p>
<p>13. 年度の途中で転所した場合はどのように申込みばよいですか？</p>
<p>転所前の保育施設分と転所後の保育施設分をまとめて1枚の申込で、申込期間内にその時に在園している保育施設を通じて申し込みしてください。 申込の在園施設名は転所前と転所後の保育施設を並べて入力してください。</p>
<p>14. 年度の途中で市外へ転出した場合はどのように申し込みばよいですか？</p>
<p>その場合、申込期間にかかわらず、退所する前に施設へ提出していただいても結構です。 【例】6月21日に市外転出して退所した場合、4月・5月・6月分の実費徴収に対して申込みできます。7月以降の申請については、転出先の市町村へご確認ください。</p>
<p>15. 月の途中で入退所した場合、その月は申込みの対象となりますか？</p>
<p>なりません。【例】6月21日に月途中退所した場合、4月・5月・6月分の実費徴収に対して申込みできます。なお、月の途中での退所の場合、申込期間にかかわらず、在園中に施設へ提出してください。</p>